

第10回福岡市個人情報保護審議会特定個人情報保護評価部会

日 時	平成27年9月14日(月) 10:00~12:00
場 所	福岡市役所 15階 1504会議室
出席者	<p>特定個人情報保護評価部会（委員は五十音順，敬称略）</p> <p>部会長 村上 裕章 委員 石森 久広 委員 馬場 明子</p> <p>アドバイザー</p> <p>有限責任監査法人トーマツ 鳥越 しほり</p> <p>事務担当課</p> <p>保健福祉局総務部医療年金課 後期高齢者医療係長 柴田 浩二</p> <p>保健福祉局高齢社会部介護福祉課 保険給付係長 松本 由紀子</p> <p>総務企画局ICT戦略室情報システム課</p> <p>関係課</p> <p>総務企画局ICT戦略室ICT戦略課 ICTガバナンス係長 伊藤 真一 ICTガバナンス係員 川原 芳和</p> <p>事務局</p> <p>総務企画局行政部情報公開室 情報公開室長 豊嶋 英司 個人情報保護係長 若松 慎一 個人情報保護係員 曾我 まどか</p>
議 題	<p>1 後期高齢者医療給付事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）</p> <p>2 介護保険事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）</p>

議題1 後期高齢者医療給付事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

（医療年金課） 概要について説明。

（アドバイザー） 28ページのリスク4「特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」における，リスクに対する措置の内容について確認したい。委託先に関しては記載があるが，そもそも職員に関する記載がない。職員の権限ではデータの複製ができないということか。

（医療年金課） 職員も複製は可能である。今の指摘を踏まえて，情報セキュリティポリシーを確認のうえ，記載を追加したい。

【結論】

「後期高齢者医療給付事務に係る特定個人情報保護評価書」の内容は、概ね妥当である。

議題2 介護保険事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

（介護福祉課） 概要について説明。

（アドバイザー） 34 ページの「特定個人情報の保管・消去」について、最低 10 年以上の保管が法令上求められるが、明確に年数の定めはないということである。しかし、48 ページ「特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」の消去手順では、「保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、定められた手順に従い消去する。」となっている。この場合、保存期間はどうなるのか。

（介護福祉課） 介護保険の中でも業務ごとに保管すべき期間が異なり、一律の定めがないため、そのような記載としている。当然、それぞれの業務で必要がなくなった情報については、速やかに消去する。

（アドバイザー） 業務単位で、対象のデータを削除する期間は決まっているということか。

（介護福祉課） 保管期間は明確には決まっていないが、法令上必要な保管期間を経過して、必要がなくなった場合には、消去をするものとしている。

（部会長） 保管の必要がなくなったらということか。保存期間が決まっていて、それを経過しないと消去できないということではなく。

（介護福祉課） そうなる。

（アドバイザー） 39 ページのリスク4「特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」について、先ほどの後期高齢者医療給付事務同様、委託先に関する記載しかないため、職員についても記載が必要だと思われる。権限がないのであれば、その旨を書きいただければと思う。

【結論】

「介護保険事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」の内容は、概ね妥当である。

議事終了 閉会